

新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）について

中央教育審議会の提言を受けて、平成 22 年 8 月 27 日に文部科学省から公表された。

1 少人数学級（35・30 人学級）の推進等【平成 23 年度から 30 年度までの 8 ヶ年計画】

- (1) 小学校全学年で 35 人学級を実現（平成 23～27 年度までの 5 ヶ年計画）
- (2) 中学校全学年で 35 人学級を実現（平成 26～28 年度までの 3 ヶ年計画）
- (3) 小学校 1・2 年生で 30 人学級を実現（平成 29・30 年度の 2 ヶ年計画）

40 人 ⇒ 35 人						35 人 ⇒ 30 人	
23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
小 1 小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	－	小 1	小 2
－	－	－	中 1	中 2	中 3	－	－

- (4) 副校長・教頭、生活指導担任教諭及び事務職員の配置の充実
- (5) 小学校の複式学級に係る学級編制標準の引き下げ、中学校の複式学級の解消（平成 24 年度）

2 教職員配置の改善【平成 26 年度から 30 年度までの 5 ヶ年計画】

- (1) 教育水準向上のための基礎定数の充実（改善総数 24,800 人）
- (2) 生活指導（進路指導）担当等教諭の配置改善（改善総数 2,100 人）
- (3) 養護教諭の配置改善（改善総数 1,600 人）
- (4) 栄養教諭の配置改善（改善総数 900 人）
- (5) 特別支援教育コーディネーターの配置改善（改善総数 800 人）
- (6) 障がいのある児童生徒への通級指導の充実（改善総数 5,000 人）
- (7) 外国人児童生徒への日本語指導の充実（改善総数 1,500 人）
- (8) 教員研修の充実（改善総数 3,300 人）

3 柔軟な学級編制実施のための制度改正

- (1) 小・中学校の設置者である市町村が、地域の実情に応じ、柔軟な学級編制を実施することができるよう、学級編制に係る権限を見直す。
- (2) 画一的な取り扱いにより学級規模が小さくなりすぎないように、弾力的な学級編制を実施することができる仕組みを導入する。